

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成28年8月18日から平成28年9月16日

2 監査の対象

(1) 対象部課

企画部人事課

(2) 対象事項

西尾市職員互助会に対する平成27年度西尾市職員互助会互助救済事業補助金

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の交付手続、履行の確認等はおおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

- (1) 西尾市互助会互助救済事業補助金交付事務において、補助事業等実績報告書が提出されていなかった。今後の事務の執行にあたっては、西尾市補助金等交付規則に則った事務を遂行されたい。
- (2) 西尾市職員互助会クラブ活動補助金において、既に認定を受けているクラブが継続して認定を受けようとするときは、毎年4月末日までに規定する書類を提出しなければならないが、期限までに提出していないクラブが散見された。また、補助金を受けようとするクラブは、毎年3月末日までに規定する書類を添えて申請しなければならないが、期限までに提出していないクラブがあった。西尾市職員互助会クラブ活動補助金要綱に則った事務を遂行されたい。
- (3) 契約事務において、契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。また、起案文、契約書に契約保証金免除条項のないものや、一者随意契約理由が不明確なものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。